

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	馬場・中山地区 (名足保育園南地区)	南三陸町

図面記号									
D－3－I									
土地の 所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用 区 分	
			登記簿	現況		権利の 種類	権利者の 氏名又は 名 称	農振法	都 市 計画法
			別紙1のとおり						
	計	5,379 ㎡ (畑5,379 ㎡)							
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	計画地の一部で畑が耕作されているが、用水・排水については農家及び水利権者とは調整・確認済みであり、営農に支障を生じないように徹底する。用水については、現状は主に天水利用で用水施設はないため開発に伴う施設の新設・改修等はない。 雨水排水については、地区内に降った雨水は速やかに側溝により排水し、地区外は町道側溝及び現況水路へ放流する。汚水排水については、戸建住宅別に合併浄化槽により規定の水質基準以下に浄化処理を行った後、団地内の道路側溝に排水する。								

(別紙 1) 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面積 (㎡)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市計 画法
本吉郡南三陸町 歌津字小長柴	18番 の一部	畑	畑	1,360の一部 228	農振地域内・ 農用地区域外	都市計画 区域外
本吉郡南三陸町 歌津字小長柴	27番 の一部	畑	畑	1,800の一部 937	農振地域内・ 農用地区域外	都市計画 区域外
本吉郡南三陸町 歌津字小長柴	35番 の一部	畑	畑	1,002の一部 931	農振地域内・ 農用地区域外	都市計画 区域外
本吉郡南三陸町 歌津字小長柴	36番 の一部	畑	畑	1,904の一部 1,719	農振地域内・ 農用地区域外	都市計画 区域外
本吉郡南三陸町 歌津字小長柴	37番 の一部	畑	畑	1,011の一部 240	農振地域内・ 農用地区域外	都市計画 区域外
本吉郡三陸町 歌津字小長柴	38番 の一部	畑	畑	2,846の一部 1,227	農振地域内・ 農用地区域外	都市計画 区域外
本吉郡南三陸町 歌津字小長柴	50番 の一部	畑	畑	1,844の一部 97	農振地域内・ 農用地区域外	都市計画 区域外
計 7 筆		5,379㎡		(畑5,379㎡)		